

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

＜令和7年7月1日現在＞

これからご利用いただく介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」という。）業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

わからないこと、わかりにくいことがありましたら質問をしてください。

1. 相談窓口

担当部署 狭山市入曽地域包括支援センター

連絡先 04-2950-5300

（月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで）

※ただし、祝日、年末年始を除く

2. 狭山市入曽地域包括支援センターの概要

事業者名	狭山市入曽地域包括支援センター
所在地	狭山市南入曽560-5
電話番号	04-2950-5300
管理者	田中 哲也
営業日	月曜日から金曜日（祝日、年末年始は除く）
営業時間	午前9時から午後5時まで
サービス提供地域	狭山市入曽日常生活圏域

3. 職員体制

職 種	職員数	業 務 内 容
管 理 者（主任介護支援専門員）	1名	サービス管理全般
保健師等	2名	介護予防サービス計画等の作成、管理等に関する事
社会福祉士	3名	介護予防サービス計画等の作成、管理等に関する事
主任介護支援専門員	1名	介護予防サービス計画等の作成、管理等に関する事

4. 事業の目的及び運営の方針

- ・介護保険法に基づき、指定介護予防支援事業又は介護予防ケアマネジメントを行います。
- ・利用者の能力を活かし、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮した支援を行います。
- ・利用者の心身の状況、置かれている環境に応じて、利用者の選択により、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して支援を行います。
- ・介護予防支援等の提供にあたっては、利用者に提供される介護予防サービス等が、特定の種類または特定の介護予防サービス事業者等に偏ることのないよう、公正中立に行います。

5. 介護予防支援等の内容及び流れ

【内 容】

- ・介護予防サービス計画等の作成
- ・介護予防サービス事業者等との連絡調整
- ・介護予防サービス等の実施状況の把握及び介護予防サービス計画等の評価
- ・給付管理
- ・介護予防サービス等に関する相談、説明

【流 れ】

- ①利用者のお宅を訪問し、利用者や家族の話を伺い、アセスメントを行い、目標を設定して介護予防サービス計画等の原案を作成します。
- ②介護予防サービス事業者等とサービス担当者会議を開催し、担当者間で利用者の共通認識を図ります。
- ③利用者及び家族に、介護予防サービス計画等の内容を説明します。
- ④1か月毎に利用者の状況を利用者や介護予防サービス事業者等に確認し、介護予防サービス計画等の実施状況を把握し、サービス内容が適切か否かを確認し、必要があれば計画を見直しします。
- ⑤毎月初めに、利用者の前月における介護予防サービス等の利用実績を確認し、埼玉県国民健康保険団体連合会に請求します。
- ⑥3～6か月の間に、目標がどれくらい達成できたかを評価します。
- ⑦利用者及び家族の相談を受けます。

※介護予防サービス計画等について、計画の内容を自立支援型地域ケア会議で検討する場合があります。

6. 利用料

①介護予防支援

介護予防サービス計画作成にかかる費用（月額4,605円・初回加算又は委託連携加算を含む場合7,731円・初回加算及び委託連携加算を含む場合10,857円）は、保険給付費から全額給付されますので、自己負担はありません。ただし、

介護サービス計画を受けることについて、あらかじめ市に届け出ていない場合や、介護保険料の滞納等の理由で介護保険の給付が行われなかった場合、利用料として上記金額が自己負担となる場合があります。

②原則的な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントA）

ケアマネジメント作成にかかる費用（月額4,605円・初回加算又は委託連携加算を含む場合7,731円・初回加算及び委託連携加算を含む場合10,857円）は、地域支援事業費から全額支払われますので、自己負担はありません。但し、ケアプランを受けることについて、あらかじめ市に届け出ていない場合は、利用料として上記金額が自己負担となる場合があります。

7. サービス等に関する苦情

当事業所の介護予防支援等に関するご相談・苦情及び介護予防サービス計画等に基づき提供している各サービスについてのご相談・苦情は、次の窓口で承ります。

○狭山市入曽地域包括支援センター

電話番号 04-2950-5300

○狭山市役所介護保険課

電話番号 04-2953-1111内線1553～1555

○埼玉県国民健康保険団体連合会

電話番号 048-824-2568

8. 個人情報の保護

利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やその家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、厳重な管理を行い、処分の際にも漏洩を防止します。

ただし、サービスを提供する際に利用者や家族に関して知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。このため、利用者及び家族の個人情報の使用同意が必要となりますので、別紙の同意書に署名いただくことになります。

9. 指定居宅介護支援事業者への委託

当事業所では、狭山市地域包括支援センター運営協議会において承認を受けた指定居宅介護支援事業者に、介護予防支援等業務（利用契約書第3条及び第4条）を委託する場合があります。この場合、指定居宅介護支援事業者は、当事業所の運営方針及び個人情報の取扱いを遵守することとなります。